「地理情報システム（公害情報管理）セットアップ業務及び保守運用委託」仕様書

１　件　名

地理情報システム（公害情報管理）セットアップ業務及び保守運用委託

２　委託期間

契約締結日より令和９年３月３１日まで

３　履行場所

台東区東上野四丁目５番６号　台東区役所　環境課

４　支払方法

一括払いとし、全業務終了後、受託者から請求書を徴して支払う。

５　委託内容の詳細

別紙１「「地理情報システム（公害情報管理）セットアップ業務及び保守運用委託」詳細仕様書」のとおり。

６　その他

(1) 本契約の履行にあたっては、条例、規則及び関係法令等を順守しなければならない。

(2) 受託者は、「ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１」に準じた個人情報についての適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。

(3) 本契約の履行にあたり、自動車を使用する場合は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」の規定により、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)」の対策地域内で登録可能な自動車であること。

③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること。

(4) 障害者差別解消法の遵守

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

(5) 自転車の利用

業務遂行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努め

る等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

（6）本仕様書に定めのない事項については別紙２「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の定めによる。

（7）本仕様書について疑義が生じた場合又は定めがない場合は、台東区と受託者の協議の上、決定する。

７　担当課

台東区役所　環境清掃部環境課　担当：服部、原　（電話）０３－５２４６－１２８３